

## 長崎県文化活動指導者等人材リスト作成要綱

(作成)

第1条 本県の児童・生徒が、文化活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指して、市町教育委員会及び市町立学校、県立学校、地域の文化活動の運営団体等(以下「運営団体」という。)の要請に応じた適切な学校の文化部活動及び地域の文化活動の指導者等(以下「文化活動指導者等」という。)の人材の情報を提供するため、長崎県文化活動指導者等人材リスト(以下「人材リスト」という。)を作成する。

(業務)

第2条 県教育庁学芸文化課(以下「学芸文化課」という。)は、人材リストに係る業務として次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化活動指導者等の募集及び登録に関すること。
- (2) 文化活動指導者等に係る情報提供に関すること。
- (3) その他前条に掲げる目的を達成するために必要と認められること。

(登録対象者)

第3条 人材リストへの登録(以下「登録」という。)の対象となる者は、次の第1号または第2号に掲げる要件に該当し、かつ、次の第3号及び第4号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 指導する活動の知識・技能を有する者であること。
- (2) 指導する活動の指導経験を有する者であること。
- (3) 18歳以上の者であること。
- (4) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等その他の文化活動指導者等として不適格と認められる行為を行った者でないこと。

(登録)

第4条 登録を希望する者は、人材リスト登録申込書(様式第1号)を学芸文化課に提出しなければならない。

- 2 学芸文化課は、前項の規定による申込があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、登録の決定をし、人材リスト登録通知書(様式第2号)により、当該登録を受けた者(以下「登録者」という。)に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、人材リスト登録内容変更届(様式第3号)に必要な応じて登録申込書(様式第1号)を添えて、学芸文化課へ提出しなければならない。

(登録期限)

第6条 登録期限は、登録者の申し出がない限り、引き続き登録する。

(登録の取消)

第7条 登録者は、登録の廃止をしようとするときは、速やかに人材リスト登録廃止届(様式第4号)を学芸文化課に提出しなければならない。

2 学芸文化課は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽があったとき。

(2) 前項の規定による届出が提出されたとき。

(3) 登録者が、人材リストを利用して政治、宗教又は営利を目的とする活動を行ったとき。

(4) 外部指導者として不適格であると認められたとき。

3 学芸文化課は、前項の規定により登録を取り消したときは、人材リスト登録取消通知書（様式第5号）により、登録者に通知するものとする。

（人材リストの運用）

第8条 学芸文化課は、人材リストを長崎県内の市町教育委員会（以下「市町教育委員会」という。）と共有するものとする。

2 学芸文化課は、県立学校長の照会に対して適正な登録者の情報を提供する。

3 市町教育委員会は、所管する学校や運営団体の照会に対して適正な登録者の情報を提供する。

（事務）

第9条 人材リストに関する事務は、学芸文化課教育文化班において処理する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、人材リスト関し必要な事項は、学芸文化課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。